

保措置を強化して、労働時間、深夜労働の規制の適用を除外する制度をパッケージとして創設することは喫緊の課題であると思っているところでございます。

産業、企業によって、また、働く方々によって働き方が多様になっておりますので、適切な労働環境を実現するためには、法律で画一的に実施するのではなくて、個別企業の労使自治を重視した労働時間法制へと見直す必要があります。

(中略)

規制改革会議の御提案は、第一に、労働時間規制の適用除外を創設する一方で、パッケージとして適用除外の労働者の健康確保にも十分配慮した仕組みとなっておりまして、労働者の活躍促進と企業成長を促すことが期待できるものと考えております。

第二に、例えば裁量労働制を導入するとか、あるいは労働時間の適用除外制度を導入するかということは、個別企業労使の判断に委ねる制度となっておりますので、実務に合った現実的な仕組みになっていると考えるところでございます。

第三に、適用除外対象者に対する健康確保措置を充実させながら、具体的な内容は労使の選択に委ねるとされており、労使自治を重視した仕組みになっていると思っております。

さらに、制度導入時につきましては、労使自治が機能していることについて疑う余地のない過半数労働組合がある企業に限るという点も検討に値するアイデアだと思っているところでございます。

したがって、私どもいたしましては、規制改革会議の今回の提案に基本的に賛成をし、労働政策審議会において規制改革会議の提案の枠組みをベースに適用除外制度の創設に向けて議論を行うべきと考える次第でございます。